

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構個人情報保護に関する規則

施行 平成24年4月1日(平成24年規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）が取得した個人情報を適切かつ安全に管理し、外部からの個人情報への不正アクセス又はその不正使用、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を予防するため保護策を講じることについて必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の利用目的)

第2条 機構は、尼崎市中小企業センターの申込み及び利用、各種会合の出欠通知、委員会、研究会等への委員登録等、各種相談・調査研究活動により取得した個人情報を、定款に定める事業に関して、次の各号に掲げる目的により利用するものとする。

- (1) 機構の各種会合（委員会、研究会）、研修会、セミナー等の案内及び運営（各種会合における名簿の作成、名簿の会合座長や講師等への配布、各種会合でのネームプレートや座席表での表示等）
- (2) 機構が共催、後援、協賛する事業等の案内及び運営
- (3) 機関誌及び各種関連資料の提供、送付
- (4) 各種アンケート等の送付及び回収
- (5) 尼崎市中小企業センターの管理運営（利用者からの問合せ等やセンター内の安全管理等）

(個人情報の共同利用)

第3条 前条に掲げる利用目的に限り、取得した個人情報を、尼崎市と共同利用することができるものとする。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 機構は、法令等により例外として扱われる場合や公表を前提に作成されたものを除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはできない。

(外部委託に係る個人情報の取扱い)

第5条 機構が、外部に個人情報を含む業務を委託する場合は、個人情報を適切に保護できることを条件に委託先を厳選し、個人情報の保護について、委託先に対し適切に監督するものとする。

(安全管理対策)

第6条 機構は、保有する個人情報を、正確に保持するよう努め、管理にあたっては不

当なアクセス、または個人情報の漏洩・散逸・消失・改ざん等を防止するためセキュリティ対策を講じ、個人情報の管理に関し安全性の確保に努めるものとする。

(個人情報の開示等)

第7条 機構は、取得した個人情報の開示、訂正、利用停止及び削除等について、本人からの申出により対応するものとする。

(公表)

第8条 この規則は、機構のホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

付 則

この規則は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構の設立の登記の日から施行する。